

お客さま各位

「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」のお知らせ

平成 31 年度政府予算に基づいて施行された「キャッシュレス・消費者還元事業」に基づき、当組合が、キャッシュレス決済事業者として、「大信デビットカード取引規定」に定義される「デビットカード取引」を行う利用者（一般消費者に限ります。）に対して消費者還元を実施する場合には、「大信デビットカード取引規定」の特則として、「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」が適用されます。

キャッシュレス・消費者還元事業について、および「キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定」は次の URL をご参照ください。

○キャッシュレス・消費者還元事業について

<http://www.daisin.co.jp/pdf/juyo/pointokangen.pdf>

○キャッシュレス決済事業者が実施する消費者還元に関する規定

<http://www.daisin.co.jp/pdf/juyo/cashlesskangen.pdf>

○大信デビットカード取引規定

<http://www.daisin.co.jp/pdf/juyo/debitcard.pdf>

令和 1 年 9 月 2 0 日

大東京信用組合